

監査公告第3号

定期監査結果に基づき加賀市長が講じた措置の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、加賀市長から報告がありましたので同条第14項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和4年6月22日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 高辻 伸行

消防本部定期監査結果にかかる措置報告

監査結果（抜粋）

監査意見

- ・消防団員の定員充足に向けた取り組みについて、次のとおり意見を付す。

消防団員の定数410人と実人員378人の乖離に注意が必要である。従来手法だけでなく新たな取り組みを工夫し、高齢化やなり手不足の対応に努められたい。併せて、定数を積算根拠とした消防団協議会への補助金支給基準についても再構築されたい。

対 応

意見のとおり、取り組みます。

説 明

消防団員の定数充足につきましては、平成 29 年には約 96% (393 人)であった充足率が、ここ数年は 93% (380 人)前後で推移しております。このため、消防団広報誌の発行や消防団応援の店の拡充等、従来の消防団員募集活動に加え、本年 3 月に加賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正し、出動報酬の増額や休団制度の創設を図ったところであり、今後も消防団員の処遇改善につながる取り組みを継続し、団員確保に努めます。

加賀市補助金交付規則(平成 17 年加賀市規則第 50 号)に基づく消防団協議会事業に対する市の補助金の積算根拠につきましては、その額が適切なものと認められるように再構築します。